

第23期第11回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年4月5日(木曜日) 13:30～15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第14番	合田有良
第4番	岩崎紀生	第15番	池田辰夫
第5番	小野義尚	第16番	伊藤慎吾
第6番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第7番	横井直次	第18番	松本勝美
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	矢野重明		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 1人

農業委員 第13番 曾我部英敏

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	原道樹
事務局次長	横川俊彦	農地係長	田中賢禪
農政係長	谷口恭子	臨時職員	中山麻美

4 会議に出席した職員等

新居浜市経済部農林水産課

課長 山内敏弘 主幹 鍋井慎也

係長 石川貴弘

新居浜市経済部農地整備課

課長 牧谷和弘 技幹 川口彰治

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 平成30年度新居浜市の農業予算について



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人・推進委員15人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

本日は非常に肌寒く、昨日より10度近く気温が下がっており、寒暖差が激しくなっております。皆様、体調管理には十分気を付けていただき、新年度の農業委員会、そしてまた新居浜農業を支えていっていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第11回新居浜市農業委員会 総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

農政関係は、平成30年度新居浜市の農業予算についてを

議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において岩崎紀生委員と小野義尚委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第1号につきましても、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づく承認（変更）申請で、第1番の1件でございます。

変更内容としましては、平成29年4月5日に承認した特定農地貸付け、45農園、畑52筆、33,707.38平方メートルを、44農園、畑50筆、33,220.38平方メートルに変更するものです。

2ページをお開きください。

変更内容は解約で、土地の表示が、八幡一丁目、畑2筆、2筆の合計面積、487平方メートル、土地所有者は、市内在住の（1-1）さんです。

ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

寺尾委員、どうぞ。

寺尾委員

特定農地、自然農園ということですが、貸した農地の面積変更ということでしょうか。

○原主幹

1農園の解約で、2筆、487平方メートルを解約すると

いうことです。

寺尾委員

わかりました。

藤田会長

他にございませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

3ページをご覧ください。

議案第2号の審議に入りたいと思いますが、議案第2号は、寶田正司委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○田中農地係長

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田5筆、畑3筆面積7,482平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

申請は、45番の(2-1)さんから48番の(2-2)さんの4件ございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で1件、3年間で2件、4年6カ月が1件。いずれも使用貸借で、またいずれも新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全

部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、45番から48番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

それでは、第2号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第10番及び第11番の2件でございます。

6ページをお開きください。

第10番は、大生院字喜来、田1筆、面積495平方メートル、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在、7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第11番は、阿島四丁目、畑3筆、3筆の合計面積1,102平方メートル、譲受人は市内在住の(3-2)さん

です。

譲受人は現在、2反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、自宅に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第10番及び第11番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第10番は1ページ目、第11番は2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、10番については、地元委員であります伊藤慎吾委員から11番については、地元委員であります寺尾俊行委員から報告をいただきます。

それでは、伊藤委員お願いします。

伊藤委員

譲受人は、現在も耕作を十分されており、所有農地の全てを効率的に活用できるものと思います。問題はないと考えます。

藤田会長

ありがとうございました。

次に寺尾委員お願いします。

寺尾委員

報告します。申請地は、譲受人の家の隣の農地であり、また現在所有の農地も適正に管理できていることから、今回の申請については問題ないと思います。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号10番及び11番について質疑に入り

ます。

御意見、御質問はございませんか。

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中農地係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件です。

8ページをお開きください。

4番、垣生二丁目、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

5番、船木 字高祖、田3筆、申請人は、(4-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。以上、4番及び5番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、4番及び5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

小野(春)委員、どうぞ。

小野(春)委員

参考までにお聞かせください。農地を太陽光発電施設にするというのが、最近増えてきておりますが、太陽光発電施設を置いた後に、雑草が生えてきていることがあります。

これは、行政の方から管理について指導しているのでしょうか。

○田中農地係長

許可を得て転用行為が完了した時点で、農地法から外れますので、農地法ではそのような縛りはございません。市役所の環境部の方で宅地や雑種地についての指導を行っていると思われま。ここでは、許可の審議を行う場でありま。その辺りはご了承いただければと思いま。

藤田会長

新居浜市役所で言えば、環境保全課が担当になるのですが、今、小野（春）委員さんが心配されておいま。農地転用後の管理については、申請前に土地改良区の意見書の中に、地域との調和要件として挙げていただくことはできます。先ほど、田中係長が言ったように、この会は許可についての審議をして頂く場で、許可基準をクリアしたものがこの場に出てきておいま。その後の事も含めて、皆さんの方でもうまく指導していただきたいと思いま。

小野（春）委員

わかりました。

藤田会長

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

藤田会長

御異議なしと認めま。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたしま。

藤田会長

9ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しま。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中農地係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、16件です。

10ページをお開きください。

41番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は、（5-1）さん。

内容は、自己住宅 109.30平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

42番、多喜浜二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

43番、萩生 字河ノ北、畑1筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

44番、北内町一丁目、田1筆、譲受人は、(5-4)さん。

内容は、店舗 68.20平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立角野中学校及び立花病院が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

45番、船木 字坂ノ下、畑2筆、譲受人は、(5-5)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、山林 226.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

46番、大生院 字岸影、田2筆、譲受人は、(5-6)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

47番、大生院 字岸影、田2筆、譲受人は、(5-7)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地であ

る第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

48番、高田一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-8)さん。

内容は、自己用駐車場及び貸し駐車場、一体利用地として、宅地 198.34平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

49番、角野新田町一丁目、田4筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、建売住宅(3戸) 168.93平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

50番、船木 字坂ノ下、畑3筆、譲受人は、(5-10)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

51番、船木 字長野、畑1筆、譲受人は、(5-11)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

52番、長岩町、畑2筆、譲受人は、(5-12)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

53番、大生院 字川口、畑5筆、譲受人は、(5-13)さん。

内容は、障がい者グループホーム 706.24平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

54番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(5-1

4) さん。

内容は、建売住宅（5戸） 357.18平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

55番、船木 字元船木、畑1筆、譲受人は、（5-15）さん。

内容は、自己住宅 156.37平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

15ページをご覧ください。

56番、船木 字国領、畑1筆、譲受人は、（5-16）さん。

内容は、露天資材置場・駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、41番から56番の事案の一般基準につきまして、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、41番から56番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事

に意見を送付いたします。

藤田会長

16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「平成30年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしております。ご紹介いたします。

まず、農林水産課から。

山内課長です。

鍋井主幹です。

石川係長です。

次に、農地整備課から

牧谷課長です。

川口主幹です。

質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局に説明いたさせます

○谷口農政係長

平成30年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

農業委員会総会資料農政関係をご覧ください。

それでは、説明いたします。まず、委員報酬の984万9千円は、農業委員の報酬でございます。財源内訳は、一般財源が984万9千円でございます。

次に、人件費4,791万3千円は、事務局職員の給料、職員手当等、及び共済費でございます。財源内訳は、県補助金が167万9千円、一般財源が4,623万4千円でございます。

次に、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。

まず、報酬750万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

次に、旅費85万8千円の内訳は、委員さんの先進地視察研修等の費用弁償が68万1千円、事務局職員の旅費が17万7千円でございます。

次に、交際費3万4千円は会長交際費で、全国農業委員会会長大会等、慶弔費でございます。

次に、需用費60万4千円は、文具等の消耗品費として37万3千円、視察研修受け入れ時のお茶購入代の食糧費として1万円、農業委員会だより等の印刷製本費22万1千円でございます。

次に、役務費28万2千円の内訳は、通信運搬費26万7千円は郵便代金、傷害保険料1万5千円でございます。

次に、委託料148万2千円は、農業委員会農地基本台帳に関する調査委託料として67万2千円、システム改修費81万円でございます。

次に、使用料及び賃借料30万円は、先進地視察研修のバス借上料でございます。

次に、負担金補助及び交付金56万9千円は、県農業議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。

以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計1千163万5千円の予算で、財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金17万1千円、耕作証明等の証明手数料2万円、農業者年金業務委託手数料1

4万円、一般財源が1130万円4千円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費でございます。

需用費27万4千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費12万8千円は、トラクターによる耕起手数料でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計40万2千円の予算で、財源内訳は一般財源40万2千円になります。

以上、平成30年度農業委員会当初予算総額は、6千979万9千円となっております。

以上で説明を終わります。

藤田会長

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いいたします。

○農林水産課

石川係長

資料に添って、説明いたします。1の農村地域整備開発促進費ですが、農業者等が近代化資金の貸付を融資金融機関か融資を受けた際に、その利子を補給する事業でございます。平成30年度の予算は111万4千円で、去年度から16万7千円減でございます。2の農業振興費ですが、大島白いも特区農地賃借料や各種団体への負担金、また地産地消協力店認定に係る経費などを支出したものでございます。こちらは、今年度予算が76万4千円で、前年度から4万8千円増となっております。3の農村地域整備開発促進費ですが、農業経営体活性化事業、農業次世代人材投資資金事業、認定農業者経営改善支援事業等があり、担い手の経営改善や能力向上支援活動、認定農業者への年間150万円の補助等があります。今年度予算が686万円で、増減はありません。4の農業共済組合育成費ですが、農業災害補償法に基づき、農業者がの不意の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済に対し運営補助を行うもので、今年度予算は32万9千円で67万1千円減となっております。

おります。こちらは、共済が県内で統一され、3年経過したため、農業共済が再計算した結果の減額となっております。5のいはいはま農業まつり事業費でございます。こちらは、毎年しているいはいはま農業まつりに対して補助を行うもので、今年度予算が80万円で増減はありません。6の有害鳥獣駆除費ですが、有害鳥獣を駆除した市内3猟友会に対するの報償費や、駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料補助となっております。こちらは、778万8千円で15万2千円増となっております。7の自然農園推進費ですが、市内の自然農園の農地所有者との連絡事務費及び閉鎖する自然農園や新たに自然農園を開園する際に発生する必要経費等の予算で、今年度予算が68万4千円となっており、36万8千円増となります。8の地域農業活性化対策事業費ですが、市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で新居浜産農産物等を積極的に購入し使用することで地産地消を推進する事業で、今年度予算は15万円で増減はありません。9の経営所得安定対策直接支払い推進事業費ですが、経営所得安定対策を円滑に実施するために必要となるシステム開発等の経費や各申請業務の支援等に要する事務経費を支出するもので、今年度予算は164万7千円で、増減はありません。10の野菜ハウス設置事業費ですが、農作物の周年出荷を安定的に行うために、野菜ハウスを設置する事業に対し助成を行うもので、今年度予算は100万円で、200万円減となります。ここ数年、この事業費の使用が少ないことから、今年度はこの数字となっております。11の有害鳥獣農作物被害対策費ですが、こちらは平成30年度からの新規事業となっており、電気柵やワイヤーメッシュ等の購入費の2分の1（限度額5万円）の補助と、サル対策として、動物駆逐用煙火を自治会に配布して、ニホンザルの追い払いを行うものです。今年度予算は452万9千円となっております。12の大島七福芋調査事業ですが、

大島地区で栽培されている七福芋のブランド化に向けた調査を行うもので、今年度予算は80万円となっております。平成30年度の農林水産課の予算は2,646万5千円となっております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。次に農地整備課から説明をお願いいたします。

○農地整備課

平成30年度の農業関係予算と、平成29年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。

川口主幹

お手元にお配りしております資料のうち、1ページに「平成30年度新居浜市の農業予算」を、2ページから7ページに「事業実施状況の写真」を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは説明を始めさせていただきます。

まず、資料1ページをお開きください。

農地整備課の所管事業別の予算でございます。

1行目が土地改良施設耐震対策事業でございます。

平成30年度の予算額は1,100万円で、内容としましては船木の池田池耐震対策工事でございます。

本事業は、愛媛県が事業主体となり実施するもので、新居浜市は事業負担金を支出するものです。

次に、農業用河川工作物改修事業でございます。

本事業は、県管理河川に設置された頭首工などの農業用河川工作物の改修を行うものでございまして、内容としましては高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備を行うもので、今年度は測量設計を行うものでございます。

先ほどと同様に本事業は愛媛県が事業主体で実施しておりまして、新居浜市は事業負担金を支出するものでございます。

次に、県単独土地改良事業でございます。

今年度の予算額は600万円で、水路改修1箇所（延長約100m）を予定しております。施工区間は、吉岡泉土地改良区が管理する「宇高中幹線水路」で、29年度の継続でございます。

この事業は、土地改良区が管理している農道・水路などのうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものでございます。

本事業の実施につきましては、一部の施設（ため池や頭首工等の水源に係る施設）を除き、農振農用地以外での事業採択は非常に難しい状況となっております。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業でございます。

平成30年度の予算額は80万円、工事費は200万円で、水路改修（底打ち）1箇所を予定しております。

本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象でございます。

次に、市単独土地改良事業でございます。

この事業は市内にある22の土地改良区が管理する、農業用施設の改修に要する事業費を補助するものでございます。

平成30年度予算としましては、総補助金額7,000万円、そのうち、原材料費の支給を200万円としております。

平成29年度は、決算額として、総補助金額6,848万1千円、そのうち、原材料費として64万円を支給しております。

本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良区が優先順位を決定したのに対し補助するものでございまして、計画的な執行に努めているところでございます。

次に、国庫補助災害復旧事業及び市単独災害復旧事業でござ

ございます。

この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものでございます。

国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費が40万円以上の箇所、市単独災害復旧事業につきましては、それ未満の箇所が対象となります。

平成30年度の国庫補助災害復旧事業費としましては、29年度からの繰越額として1,064万3千円、これは29年度に復旧できなかった額を30年度に繰り越したものでございます。

同様に平成30年度の市単独災害復旧事業費としましては2,010万3千円でございます。ただし、この金額の内数として、29年度から30年度への繰越額1,010万3千円を含んでおります。

平成29年度の災害においては、台風18号及び21号により農地2件、農業用施設30件が被災しまして、そのうち、農地2件、施設4件を国庫補助災害復旧事業として、残りを市単独災害復旧事業として進めているところでございます。

続いて、各事業の実施状況について説明いたします。

資料2ページをお開きください。

これは、県営事業として実施中の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。

平成29年度はボーリング調査、実施設計等を行いました。

次に、資料3ページをご参照ください。

県単独土地改良事業（宇高中幹線水路）の改修状況でございます。

請負工事費は865万円で施工延長は96mでございます。

す。

次に、資料4ページをお開きください。

土地改良施設維持管理適正化事業（宇高西幹線水路）の実施状況でございます。

水路の漏水防止を図るため、底打ち及び表面被覆工を行っております。事業費は200万円、施工延長は約102mです。

次に5ページをご参照ください。

市単独土地改良事業でございます。且之上土地改良区が管理する「新田農道」改修工事でございます。

次に6ページをお開きください。

農道維持管理事業、上前農道舗装工事でございます。

次に7ページをご参照ください。

29年度に被災した農地の復旧工事でございます。

以上、簡単ではございますが、農地整備課の説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。以上、事務局、農林水産課、農地整備課から、平成30年度新居浜市の農業予算について説明をしていただきましたが、何か、質問等はございませんか。小野（春）委員、どうぞ。

小野（春）委員

農林水産課の11番の有害鳥獣についての予算のことでお聞きします。こちらの煙火を自治会に配布とありますが、配布する自治会はもう決まっているのでしょうか。

**○農林水産課
鍋井主幹**

お答えします。今、予定しておりますのは、サルの被害の出ている自治会の中から、取り組みをするという自治会に配布していく形をとりたいたっております。今回の煙火は、火薬の量が多いので、講習を受けてからじゃないとつかうことができませんので、自治会の中で話をまとめていただかなければいけませんことから、今現在、この自治会に配布するという事は決まっておりません。希望

する所で講習をして配布するようになります。

藤田会長

今回、農林水産課の中に、有害鳥獣専属の新しい係ができました。そこが、農地だけでなく、生活全般に対するイノシシやサル有害鳥獣対策に取り組むという事での予算でございます。

他にございませんか。池田委員、どうぞ。

池田委員

はい、2点お聞きしたいことがあります。農業委員会に関する予算の中で、16,72%程オーバーしていますが、この内容や背景を教えてください。もう1点は、農林水産課の予算書の方は、30年度予算と29年度予算とあり、農地整備課は30年度予算と29年度決算見込とあります。この違いは何でしょうか。

○横川事務局次長

まず、農業委員会の方からお答えします。昨年、7月に農業委員と推進委員で23期農業委員会が発足しました。4月から7月までの間は、農業委員の報酬という形で報酬がうたれておりました。今回、7月以降は農業委員と推進委員の二本立ての予算が行われておりました。この部分が、今年度からは丸々1年分となりますので、去年の4月から7月までの間の報酬が、こちらの予算にうつったという事になりますので、農業委員の委員報酬の方が減額し、その部分が農業委員会の方へ移ったと考えていただければわかりやすいかと思えます。以上です。

**○農林水産課
鍋井主幹**

農林水産課の資料は、予算対比になっておりますが、農林水産課の予算は、年度末にならないと確定しないものがございます。イノシシの捕獲頭数等はぎりぎりにならないと確定しませんので、資料を作る段階で確定した数字が出にくい所があります。ですので、予算対比という形でお作りさせていただいております。

**○農地整備課
牧谷課長**

農地整備課の予算につきましては、県や国が主体となる事業もあり、決算見込額の方がわかりやすいだろうと判断し、毎年決算見込額で報告させていただいております。以上です。

ください。地元で聞く話では、地質調査の結果では、震度6で堤防が崩れてしまい、水量が多いので、国領川の向こうまで流れてしまうと聞いております。そんなことになってしまうと、損害が大きいと思います。地質調査の結果と、今後の対応を教えてください。

**○農地整備課
牧谷課長**

御質問の池田池対策工事は、愛媛県が主体となっております。昨年度は、御報告の通り、地質調査と設計委託をしております。工事着手は平成30年度を予定しております。耐震補強として、ため池の池側の土手が崩壊の危険があるということで、補強工事して、耐震工事を実施すると愛媛県からうかがっております。設計のこまかい内容につきましては、私共も細かい話は聞いておりませんが、工事始期が平成30年度から平成33年度に完了予定と聞いております。工事中には、水をためることができないことから、皆様にはご不便をおかけしますが、何卒災害防止のことになりますので、御理解御協力をお願いできればと思います。以上です。

藤田（健）委員

参考までに教えてください。現在、震度6で決壊する危険があるとのことでしたが、工事をすればどのくらい耐えられるのでしょうか。

**○農地整備課
牧谷課長**

震度7の地震に耐えうる構造とするとうかがっております。

藤田（健）委員

ありがとうございました。

藤田会長

ほかにございませんか。小野（春）委員、どうぞ。

小野（春）委員

先ほどの回答の中で、平成30年着手で平成33年終了ということは、4年間耕作できないということでしょうか。

**○農地整備課
牧谷課長**

平成30年度の作付けは可能でございます。工事着手は、水が要らなくなった時期、12月頃から着工すると聞いております。池田池の場合は、規模が大きいので、水を抜いてから、次を貯めるのに時間がかかるということで、連続して工事をするようにしますので、耕作を休んでいただく必要があります。31年、32年は耕作は難しいとは思

ます。33年度につきましては、うまくいけば耕作ができる可能性がございます。情報が入れば、改良区を通じて皆様にはお知らせしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

小野（春）委員

ありがとうございました。

藤田会長

他にございませんか。

（なしの声あり）

藤田会長

ありがとうございました。

本日はお忙しい中、農林水産課、農地整備課の職員の方々には、ご多忙の中、新居浜市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第11回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員